

日本聖公会東京教区  
「じんけん週間」プログラム

# 『隣人に聴く性同一性しょうがい』

東京教区人権委員会では  
「じんけん週間」(2007年5月27日～6月2日)を迎えて、  
上記のような講演会を開催します。  
多くの方々のご参加をお待ちしております。

お話 虎井まさ衛さん

作家  
立教大学非常勤講師  
千葉大学非常勤講師

2007年6月2日(土)  
午後2時～4時  
聖愛教会

世田谷区砧8-20-1  
TEL 03-3416-1819  
(小田急線「祖師谷大蔵」徒歩5分)

主 催：日本聖公会東京教区 人権委員会  
問い合わせ：03-3316-7996(打田)

## じんけん瓦版 第24号

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会  
発行日：2007年5月7日

### 『ナショナルなもの』の向こうに見えてくる夢

—外国人住民との共生社会へと—

街には多くの外国人を見掛ける。観光ではなく、母国に居られなくなった事情(内乱・圧政・人種差別・貧困等)により、多くの難民が日本に避難してくる。これら難民は、日本滞在が長期化し、ビザ取得が困難になり「不法滞在」「不法就労」の罪で入国管理センター(入管収容所)に収容される。茨城県牛久市の入管収容所で7年前から面会活動が続けている、日本バプテスト連盟 筑波バプテスト教会の榎本譲牧師から、その活動を通して見えてくる夢を語っていただいた。

(4月21日、牛込聖バルナバ教会にて—文責：佐々木國夫(葛飾茨十字教会))

#### 〈牛久入管所面会活動からみえてくるもの〉

入管収容所は、「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」)違反に基づき、「不法滞在」外国人を速やかに国外退去させるために、一時留め置く収容施設。建前上、長期収容を想定していない! 「入管法」という一つの法律しかないために、難民も「超過在留者」も「不法就労者」も外国人刑法犯も一律に収容! しかも、「全件収容」が原則。

被収容者は、「入管法」違反という一点で、犯罪者扱いされる。「送還することが仕事!」という対応のため、未来の見えない不安と収容への過剰

なストレスの中で、難民たちは、送還への恐怖の毎日を送っている。入管職員の多くは、前記のような被収容者の置かれている立場、環境を全く理解せず、犯罪者同様の扱いで日本の安全を守るために厳正に対処するという意識が強い。

#### 〈外国人管理政策とその精神〉

「外国人登録法」と「入管法」のみによる治安維持・管理を目的とする法律を制定。政府・法務大臣に絶大な「裁量権」を付与。(ルール無き法律!?)

面会時、被収容者から、日本は民主主義国なのに、自分たちを何故こんな酷い取り扱いをするのか。選挙で



政治家を選ぶ有権者であるあなた方の責任だ、という声を聞く。日本には永住の「権利」はない。「資格」であって、何か違反があれば「資格」は取り上げられてしまう。「帰化」制度はあるが、「同化」を強要されるため人権侵害されている帰化外国人は多い。外国人が流暢に日本語を話したり、味噌汁を作ったり日本人らしく振舞うと、我々は賞賛して受け入れるが、母国の生活習慣を変えられない人には差別意識が働く。

### 〈難民申請者の現状〉

当該国からの直接入国、正規パスポートの所持、明確な迫害を証明する物証が揃わなければ難民認定されない。難民認定されるまでに（係争中であれ）強制送還がいつでも行える。「入管法」違反が強制退去のために都合よく連用される。強制収容は常識！収容所からの「仮放免」には、保証人・住居・保証金（最高300万円）が必要。仮放免許可&保証金額は、一切が入管所長の裁量で決定。許可後も就労は不可！1ヶ月更新許可を仰ぎ、他県に移動する際には「許可書」を受け、突然不許可で即収容もありうる！

〈解決への糸口として〉

治安目的の「入管法」と切り離して、人権保護による「難民認定法」の制定をする！

法務大臣の広範な「裁量権」に制限

を付けて、入管局から独立した第三者機関の設置を！

### 〈増加する移住労働者の必然性〉

南北問題（経済格差＝先進国による構造的搾取）によって、移住労働者の入国は必然である。「先進国」と「発展途上国」という言い方の中にゴマカシがある！

**世界の2割の富裕国が8割の貧困国の富を搾取している**（カリタスジャパンと世界/菊地功著）。食べ物のない国の人が、日本にきてパンをください、というのは自明の理。

### 〈「外国人住民との共生社会」の意味すること〉

「外国人」をどう迎え、どう加入させるかという発想ではなく、教会自身が新しくなる課題として、多民族・多文化が「共生」するための社会システム構築へのヴィジョンが必要である。

〈具体的運動の方向として〉

- ・社会構造の認識→排外主義を排し、また、「定住化」の流れだけを想定する発想からの開放を。
- ・法律の整備→人種差別撤廃の法整備と地域住民からの発想による「外国人住民基本法」を制定し、「管理」から「権利」への改善。
- ・教育の推進→「愛国心」教育や「単一民族」幻想に対抗する人種教育の地道な推進を行い、人は一人ひとり違うのだという理解の促進。

## 日本フェミニスト神学・宣教センター 夏季集中講座ご案内

私たちのセンターでは、毎年7月に開かれる集中講座のテーマを、2004年度以来継続的に「キリスト教と性」にしてきました。教会では「性」について語ることがタブーにされてきた傾向が強くなり、その結果「性」をめぐる暴力の問題が真正面から取り組まれることなく放置されてきた現実があるという認識からです。

「キリスト教と性」の第1回2004年は「私たちの課題としての”従軍慰安婦”問題」、第2回2005年は「性の多様性とフェミニスト神学」、第3回2006年は「ドメスティック・バイオレンス：多

様な視点から」でした。今年2007年もこれを継続し「愛とゆるしの暴力」というテーマで性をめぐる暴力に更に深く注意を向けたいと願っています。

キリスト教の中心的な教えと言われる「愛」と「ゆるし」のメッセージが、人を生かすよりは傷つけ殺す力となってきた現実に向き合い、どのような道を私たちは拓いていきたいのか、痛み、願い、闘いを共に分かち合い思いめぐらすひとときにしたいと思います。どうぞ今からご予定に入れて、奮ってご参加下さいませように、お願い申し上げます。

テーマ：「キリスト教と性（その4）：愛とゆるしの暴力」

発題者：福原啓子さん、山下明子さん、笠原義久さん。

日時：7月14日（土）午前10時～午後5時

場所：日本聖書神学校校舎2階ホール（新宿区下落合3-14-16）

JR目白駅改札口を出て前の目白通りを左に徒歩7分。

ピーコックで左折

参加費：1000円（会員500円）

問合先：日本フェミニスト神学・宣教センター（日本キリスト教団大泉教会内）TEL:03-3922-3214/FAX:03-3922-3614

センターのブログ <http://cftmj.colog-nifty.com/>